

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び3項の規定に基づく愛の手帳の交付申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年4月4日付けで行った愛の手帳交付申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のように、本件処分の違法性・不当性を主張する。

本児は〇〇歳から療育に通い、日々、支援を受けて生活している。判定員による下記の対応の中、非該当になった。適切に判定されたとは言えない。

「お母さん、サービス受けられなくて残念ですけど手帳は出せないですよー。」「いいキャラしてますし、本人なりに頑張ってるんじゃないですかー。」などの言動が見受けられた。

本児は、検査室に入るにも暴れ、脱走している状況であった。臨床心理の先生にも暴言を言ってしまい、ほぼやり取りがなされてい

ない。

特別支援学級に入学したが、入学式でも歌ってしまったり、終始先生に個別支援を受けている。

判定員の方の不当な判断に不服申し立てする。かかりつけ〇〇医療センターの医師による知的障害ありとの診断がある。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年12月12日	諮問
令和5年1月16日	審議（第74回第3部会）
令和5年2月17日	審議（第75回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センターにおいて、知

的障害と判定された者に対して交付するとしている。

- (2) 都要綱 3 条 1 項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者又はその保護者は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が 18 歳未満の場合にあっては、児童相談所を判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条 4 項及び 4 条は、申請書を受理した児童相談所長は、都要綱別表 1 「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙 1。以下「総合判定基準表」という。）及び当該知的障害者が 6 歳までの就学前である場合は都要綱別表 2 「知的障害（愛の手帳）判定基準表（0 歳～6 歳 就学前）」（別紙 2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して知事に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱 5 条 1 項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条 2 項は、上記により障害の度数 1 度から 4 度までに該当すると認めたときは、判定機関の長を経由して愛の手帳を交付するものとしている。

なお、総合判定基準表によれば、障害の度数は、「1 度（最重度）」から「4 度（軽度）」までに区分され、4 度（軽度）の判定内容は、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」とされており、上記各度数及び程度不明のいずれにも該当しないと判定したときは「非該当」とするとしている。

そして、都要綱 5 条 3 項は、同条 1 項の規定により、交付申請を却下するときは、愛の手帳交付申請却下通知書により行うものとするとしている。

- (4) 都要綱 12 条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和 42 年 3 月 20 日付 42 民児精発第 58 号。以下

「実施細目」という。)の4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 本児の知的障害に係る総合判定について

次に、本件所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

ア 「知能測定値」について

田中ビネー式知能検査の結果は、IQ84とされており、個別判定基準表における「知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75」（4度（軽度））の区分を上回るものとして、非該当と判定されている。

イ 「運動」について

判定当日、階段を走って駆け降りる場面が見られた。また、母からは、体を動かすことが好きで、ケンケンや自転車に乗ることもできると聴き取っている。

以上により、個別判定基準表における「運動機能の発達はおおむね年齢相応」（4度（軽度））の区分を超えているとして、非該当と判定されている。

ウ 「社会性」について

判定当日、仲の良い友達や先生の名前をすらすら言えた。また、母からは、加配（障害を持つ子のサポートをしたり、職員や保護者との連携を行う職員）がついているものの年少から幼稚園に在籍していること、最近友達と遊べるようになったこと、年長の年度は劇や運動会に参加できたことを聴き取っている。

以上により、個別判定基準表における「対人関係の理解及び

集団的行動がおおむね可能」(4度(軽度))の区分を超えているとして、非該当と判定されている。

エ 「意思疎通」について

判定当日、不明瞭な発音ながらも会話ができ、知能検査場面では、教示の理解や簡単な説明も可能であった。

以上により、個別判定基準表における「言語を通しての意思疎通が可能」(4度(軽度))の区分を超えているとして、非該当と判定されている。

オ 「身体的健康」について

令和3年9月に自閉症スペクトラムの診断を受け、また、〇〇歳時に罹患した川崎病のフォローで2か月に1回通院しているが、てんかんやその他の身体的な疾患はなく、定期的な服薬もしていないことを聴き取っている。

以上により、個別判定基準表における「健康であり、注意を必要としない。」(4度(軽度))の区分を超えているとして、非該当と判定されている。

カ 「基本的生活」について

食事の際にトレーニング箸を使用し、着脱は前後、表裏の間違いはあるものの身辺生活の処理は自立しており、指示すれば洗濯物を干したり畳んだり、靴を揃えたりすることができることを聴き取っている。

以上により、個別判定基準表における「介助や見守りをあまり必要としない。」(4度(軽度))の区分を超えているとして、非該当と判定されている。

キ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、6項目全てが非該当と判定されている。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「愛の手帳非該当」と、心理学的所見欄には

「CA6：2 MA5：2 IQ84（田中ビネーV）」と、社会診断所見欄には「手帳に該当する程度の知的障害は認められない。」と、愛の手帳の程度認定の欄には「非該当」とそれぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、6項目全てが非該当とされている。

プロフィールの各項目における障害の程度の判定は、本児及び母に対する面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果を個別判定基準表に照らすと、〇〇児童相談所における専門的見地からの判断は合理性のあるものと認められ、誤りを指摘することはできない。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、非該当と判断するのが相当である。

そして、上記(2)の、医学的所見欄、心理学的所見欄、社会診断所見欄など本件判定書の記載内容を総合して判定すると、本児の障害の程度は、総合判定基準表（別紙1）における区分は、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上『軽度』と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」（4度（軽度））にも、「各種の診断の結果、知的障害の程度が判定不能で、またプロフィールについても、その程度の判定が非常に困難であるときは、『程度不明』とする。」（程度不明）にも該当しないため、「非該当」とであると判定するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のとおり、判定当日の判定員による対応は不適切で、判定結果は不当である、かかりつけ医による本児は知的障害ありとの診断がある、と主張する。

しかし、前述（１・(2)及び(3)）のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、本児の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「非該当」と判定するのが相当であることは、上記２のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということとはできない。

４ 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙１及び２（略）